

尼崎市立学校教育実習生受入れ要項

昭和 51 年 4 月 1 日 施 行
昭和 61 年 4 月 1 日 一部改正
平成 22 年 4 月 1 日 一部改正
平成 23 年 10 月 1 日 一部改正

(要項の趣旨)

- 1 この要項は、尼崎市立学校及び幼稚園（以下「市立学校」という。）において受け入れる教育実習生（以下「実習生」という。）の受入れについて、必要な事項を定めるものとする。
(教育実習を実施する学校及び期間)
- 2 教育実習を実施する市立学校及び期間は、毎年度尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に指定する。ただし、教育委員会が特に理由があると認めるときは実習生を派遣しようとする大学の意見を聞くことがある。
(実習生の受入申請)
- 3 実習生を派遣しようとする大学は、教育実習生受入申請書（様式）に必要な書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。
(実習生の受入決定)
- 4 教育委員会は、前項の申請があったときは、校長又は園長と協議して実習生の受入れを決定する。この場合において、実習生受入れの決定をしたときは、当該申請者に対し決定の通知をするものとする。
(受入決定の取消)
- 5 教育委員会は、実習生が次の各号の一つに該当するときは、実習生受入れの決定を取り消し、または、実習を中止することができる。
 - (1)校長又は園長の実習計画等を遵守しないとき。
 - (2)実習生としてふさわしくない言動があったとき。
(実習生を派遣する大学の遵守事項)
- 6 実習生を派遣する大学は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1)原則として、実習生は尼崎市出身者、あるいは教育委員会と協定している大学に在籍し、委員会が認める者で市立学校の教員に採用希望を有する者であること。
 - (2)実習生に対する教育実習の基礎的な指導を行うこと。
 - (3)実習の際、知り得た個人情報その他の秘密について、これを適切に管理するとともに、その漏洩、紛失、その他不適切な行為を行わないことを遵守するよう指導を行うこと。
 - (4)実習生が学校外で個人的に幼児、児童、生徒及び保護者に接しないよう指導を行うこと。
 - (5)実習生の指導及び連絡調整を行うため、教育実習を実施する期間中に、教育実習担当の教員を実習校へ派遣すること。
(経費の負担)
- 7 実習生の教育実習にかかる経費は、大学が負担しなければならない。
 - (1)実習実施にともない生じた給食費等の実費を実習生に請求することができるものとする。
 - (2)委託料、謝金などは徴収しない。
(損害賠償責任等)
- 8 大学は、実習生が教育実習に関連して、幼児、児童、生徒若しくは教職員又は市立学校の施設整備に損害を与えたときは、その損害を被害者に賠償しなければならない。
- 9 実習生が実習中に災害を受けた場合、その補償等は、大学が行わなければならない。

以 上